

「横浜市道路位置指定申請の手引」 新旧対照表 （傍線は改定箇所）

頁	旧	新	備 考																																																				
共通	条例第 56 条の 3	条例第 56 条の 5	条例の改正																																																				
共通	条例第 56 条の 4	条例第 56 条の 6	条例の改正																																																				
4	序章 「横浜市道路位置指定申請の手引」について 3 用語の定義 「横浜市道路位置指定申請の手引」における用語の定義は、建築基準法、建築基準法施行令及び都市計画法の例によるほか、下表のとおりです。 <table><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr><tr><td>法</td><td>建築基準法（昭和25年法律第201号）</td></tr><tr><td>令</td><td>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）</td></tr><tr><td>省令</td><td>建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）</td></tr><tr><td>条例</td><td>横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）</td></tr><tr><td>細則</td><td>横浜市建築基準法施行細則（昭和38年 2 月横浜市規則第13号）</td></tr><tr><td>指針</td><td>建築基準法道路関係規定運用指針（平成21年 1 月20日国住街第192号）</td></tr><tr><td>都計法</td><td>都市計画法（昭和43年法律第100号）</td></tr><tr><td>開発調整条例</td><td>横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成16年 3 月横浜市条例第 3 号）</td></tr><tr><td>開発許可</td><td>都計法第29条に規定する許可</td></tr><tr><td>宅造法</td><td>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）</td></tr><tr><td>宅造許可</td><td>宅造法第 8 条第 1 項に規定する許可</td></tr><tr><td>道路位置指定</td><td>法第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定</td></tr></table> （以下略）	用語	定義	法	建築基準法（昭和25年法律第201号）	令	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）	省令	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）	条例	横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）	細則	横浜市建築基準法施行細則（昭和38年 2 月横浜市規則第13号）	指針	建築基準法道路関係規定運用指針（平成21年 1 月20日国住街第192号）	都計法	都市計画法（昭和43年法律第100号）	開発調整条例	横浜市開発事業の調整等に関する条例 （平成16年 3 月横浜市条例第 3 号）	開発許可	都計法第29条に規定する許可	宅造法	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）	宅造許可	宅造法第 8 条第 1 項に規定する許可	道路位置指定	法第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定	序章 「横浜市道路位置指定申請の手引」について 3 用語の定義 「横浜市道路位置指定申請の手引」における用語の定義は、建築基準法、建築基準法施行令及び都市計画法の例によるほか、下表のとおりです。 <table><tr><th>用語</th><th>定義</th></tr><tr><td>法</td><td>建築基準法（昭和25年法律第201号）</td></tr><tr><td>令</td><td>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）</td></tr><tr><td>省令</td><td>建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）</td></tr><tr><td>条例</td><td>横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）</td></tr><tr><td>細則</td><td>横浜市建築基準法施行細則（昭和38年 2 月横浜市規則第13号）</td></tr><tr><td>指針</td><td>建築基準法道路関係規定運用指針（平成21年 1 月20日国住街第192号）</td></tr><tr><td>都計法</td><td>都市計画法（昭和43年法律第100号）</td></tr><tr><td>開発調整条例</td><td>横浜市開発事業等の調整等に関する条例（平成16年 3 月横浜市条例第 3 号）</td></tr><tr><td>開発許可</td><td>都計法第29条に規定する許可</td></tr><tr><td>盛土規制法</td><td>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）</td></tr><tr><td>盛土規制法許可</td><td>盛土規制法第12条第 1 項に規定する許可</td></tr><tr><td>道路位置指定</td><td>法第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定</td></tr></table> （以下略）	用語	定義	法	建築基準法（昭和25年法律第201号）	令	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）	省令	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）	条例	横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）	細則	横浜市建築基準法施行細則（昭和38年 2 月横浜市規則第13号）	指針	建築基準法道路関係規定運用指針（平成21年 1 月20日国住街第192号）	都計法	都市計画法（昭和43年法律第100号）	開発調整条例	横浜市開発事業等の調整等に関する条例 （平成16年 3 月横浜市条例第 3 号）	開発許可	都計法第29条に規定する許可	盛土規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	盛土規制法許可	盛土規制法第12条第 1 項に規定する許可	道路位置指定	法第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定	条例名の改正 法律名の改正 法条文の改正
用語	定義																																																						
法	建築基準法（昭和25年法律第201号）																																																						
令	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）																																																						
省令	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）																																																						
条例	横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）																																																						
細則	横浜市建築基準法施行細則（昭和38年 2 月横浜市規則第13号）																																																						
指針	建築基準法道路関係規定運用指針（平成21年 1 月20日国住街第192号）																																																						
都計法	都市計画法（昭和43年法律第100号）																																																						
開発調整条例	横浜市開発事業の調整等に関する条例 （平成16年 3 月横浜市条例第 3 号）																																																						
開発許可	都計法第29条に規定する許可																																																						
宅造法	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）																																																						
宅造許可	宅造法第 8 条第 1 項に規定する許可																																																						
道路位置指定	法第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定																																																						
用語	定義																																																						
法	建築基準法（昭和25年法律第201号）																																																						
令	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）																																																						
省令	建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）																																																						
条例	横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）																																																						
細則	横浜市建築基準法施行細則（昭和38年 2 月横浜市規則第13号）																																																						
指針	建築基準法道路関係規定運用指針（平成21年 1 月20日国住街第192号）																																																						
都計法	都市計画法（昭和43年法律第100号）																																																						
開発調整条例	横浜市開発事業等の調整等に関する条例 （平成16年 3 月横浜市条例第 3 号）																																																						
開発許可	都計法第29条に規定する許可																																																						
盛土規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）																																																						
盛土規制法許可	盛土規制法第12条第 1 項に規定する許可																																																						
道路位置指定	法第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定																																																						
7	第 2 章 道路位置指定の手続き <table><tr><td>【省令】（略）</td></tr><tr><td>【細則】（略）</td></tr><tr><td>【開発調整条例】 （定義） 第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法【都計法】、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）並びにこれらの法律に基づく命令の例による。 （1）（略） （2）開発事業 次のいずれかに該当する行為をいう。 アからオ （略） カ 開発行為（開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為で、当該開発区域内の土地を予定される建築物の敷地として利用するため、建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けることを要するものに限る。） （3）から（9）（略） （開発事業等の計画の同意） 第17条 開発事業者は、当該開発事業の計画を策定し、その計画について市長の同意を得なければならない。 2 及び 3 （略） （開発事業等に関する工事の着手制限） 第25条 開発事業者及び開発事業に関する工事の請負人は、開発事業者が第17条第 1 項の同意を得た後でなければ、開発事業に関する工事に着手してはならない。 2 （略）</td></tr></table>	【省令】（略）	【細則】（略）	【開発調整条例】 （定義） 第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法【都計法】、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び 宅地造成等規制法 （昭和36年法律第191号）並びにこれらの法律に基づく命令の例による。 （1）（略） （2）開発事業 次のいずれかに該当する行為をいう。 アからオ （略） カ 開発行為（開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為で、当該開発区域内の土地を予定される建築物の敷地として利用するため、建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けることを要するものに限る。） （3）から（9）（略） （開発事業等の計画の同意） 第17条 開発事業者は、当該開発事業の計画を策定し、その計画について市長の同意を得なければならない。 2 及び 3 （略） （開発事業等に関する工事の着手制限） 第25条 開発事業者及び開発事業に関する工事の請負人は、開発事業者が第17条第 1 項の同意を得た後でなければ、開発事業に関する工事に着手してはならない。 2 （略）	第 2 章 道路位置指定の手続き <table><tr><td>【省令】（略）</td></tr><tr><td>【細則】（略）</td></tr><tr><td>【開発調整条例】 （定義） 第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、都市計画法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）並びにこれらの法律に基づく命令の例による。 （1）（略） （2）開発事業 次のいずれかに該当する行為をいう。 アからオ （略） カ 開発行為（開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為で、当該開発区域内の土地を予定される建築物の敷地として利用するため、建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路 （新設するものに限る。） の位置の指定を受けることを要するものに限る。） （3）から（19）（略） （開発事業等の計画の同意） 第17条 開発事業者等は、実施しようとする開発事業等について開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画（以下「開発事業等の計画」という。）を策定し、当該開発事業等の計画について市長の同意を得なければならない。 2 及び 3 （略） （開発事業等に関する工事の着手制限） 第25条 開発事業者等及び開発事業等に関する工事の請負人は、開発事業者等が第17条第 1 項の同意を得た後でなければ、当該開発事業等に関する工事に着手してはならない。 2 （略）</td></tr></table>	【省令】（略）	【細則】（略）	【開発調整条例】 （定義） 第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、都市計画法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び 宅地造成及び特定盛土等規制法 （昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）並びにこれらの法律に基づく命令の例による。 （1）（略） （2）開発事業 次のいずれかに該当する行為をいう。 アからオ （略） カ 開発行為（開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為で、当該開発区域内の土地を予定される建築物の敷地として利用するため、建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路 （新設するものに限る。） の位置の指定を受けることを要するものに限る。） （3）から（19）（略） （開発事業等の計画の同意） 第17条 開発事業者等は、実施しようとする開発事業等について開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画（以下「開発事業等の計画」という。）を策定し、当該開発事業等の計画について市長の同意を得なければならない。 2 及び 3 （略） （開発事業等に関する工事の着手制限） 第25条 開発事業者等及び開発事業等に関する工事の請負人は、開発事業者等が第17条第 1 項の同意を得た後でなければ、 当該開発事業等 に関する工事に着手してはならない。 2 （略）	法律名の改正 条例条文の改正 条例条文の改正 条例条文の改正																																														
【省令】（略）																																																							
【細則】（略）																																																							
【開発調整条例】 （定義） 第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法【都計法】、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び 宅地造成等規制法 （昭和36年法律第191号）並びにこれらの法律に基づく命令の例による。 （1）（略） （2）開発事業 次のいずれかに該当する行為をいう。 アからオ （略） カ 開発行為（開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為で、当該開発区域内の土地を予定される建築物の敷地として利用するため、建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を受けることを要するものに限る。） （3）から（9）（略） （開発事業等の計画の同意） 第17条 開発事業者は、当該開発事業の計画を策定し、その計画について市長の同意を得なければならない。 2 及び 3 （略） （開発事業等に関する工事の着手制限） 第25条 開発事業者及び開発事業に関する工事の請負人は、開発事業者が第17条第 1 項の同意を得た後でなければ、開発事業に関する工事に着手してはならない。 2 （略）																																																							
【省令】（略）																																																							
【細則】（略）																																																							
【開発調整条例】 （定義） 第 2 条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、都市計画法、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び 宅地造成及び特定盛土等規制法 （昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）並びにこれらの法律に基づく命令の例による。 （1）（略） （2）開発事業 次のいずれかに該当する行為をいう。 アからオ （略） カ 開発行為（開発区域の面積が500平方メートル未満の開発行為で、当該開発区域内の土地を予定される建築物の敷地として利用するため、建築基準法第42条第 1 項第 5 号の規定による道路 （新設するものに限る。） の位置の指定を受けることを要するものに限る。） （3）から（19）（略） （開発事業等の計画の同意） 第17条 開発事業者等は、実施しようとする開発事業等について開発事業の計画又は土石の堆積事業の計画（以下「開発事業等の計画」という。）を策定し、当該開発事業等の計画について市長の同意を得なければならない。 2 及び 3 （略） （開発事業等に関する工事の着手制限） 第25条 開発事業者等及び開発事業等に関する工事の請負人は、開発事業者等が第17条第 1 項の同意を得た後でなければ、 当該開発事業等 に関する工事に着手してはならない。 2 （略）																																																							

頁	旧	新	備 考
8	第2章 道路位置指定の手続き 1 手続きの流れ 道路位置指定の手続きフロー図は以下のとおりです。 宅造法 に関する手続き 手続先： 建築局宅地審査部 開発調整条例 に関する手続き 手続先： 建築局宅地審査部 道路位置指定 の手続き 手続先： 建築局宅地審査部 工作物（擁壁）の 確認申請に関する 手続き 手続先： 建築局宅地審査部 又は指定確認検査機関 道路・下水道等 自費工事に 関する手続き 手続先： 各区土木事務所 関係者との調整 事前相談 事前相談 事前相談 事前相談 標識設置届 開発事業計画書 2週間縦覧 同意申請 同意 宅造許可 申請 許可 道路位置指定 事前審査願 審査済交付「 確認 申請 承認 工事着手 工事完了 完了検査 申請 完了検査申 請 道路位置指定申請 完了検査 検査済証 指定（決裁） 公告 （避難通路は公告対象外） 指定通知書の交付 2、3（略） 4 道路位置指定申請 (1) 道路位置指定申請前の準備等 道路位置指定申請は、道路位置指定事前審査願の審査を受けたのち、道路の築造が完了してから行ってください。<u>宅造許可</u>を受けている場合等にあつては、<u>当該宅造許可</u>に係る工事等を完了したのちに行ってください。	第2章 道路位置指定の手続き 1 手続きの流れ 道路位置指定の手続きフロー図は以下のとおりです。 盛土規制法 に関する手続き 手続先： 建築局宅地審査部 開発調整条例 に関する手続き 手続先： 建築局宅地審査部 道路位置指定 の手続き 手続先： 建築局宅地審査部 工作物（擁壁）の 確認申請に関する 手続き 手続先： 建築局宅地審査部 又は指定確認検査機関 道路・下水道等 自費工事に 関する手続き 手続先： 各区土木事務所 関係者との調整 事前相談 事前相談 事前相談 事前相談 造成事前 協議願 造成事前協議 完了 標識設置届出書兼 開発事業構想書 2週間縦覧 同意申請 同意 道路位置指定 事前審査願 審査済交付 （開発調整条例同意通知後） 盛土規制法許可申請 許可 道路位置指定 事前審査願 審査済交付 確認 承認 工事着手 工事完了 完了検査 申請 完了検査申 請 道路位置指定申請 完了検査 検査済証 指定（決裁） 公告 （避難通路は公告対象外） 指定通知書の交付	法律名の改正 横浜市開発事業等 の調整等に関する 条例施行規則に基 づく様式名の改正 （予定） 条例改正に係る協 議時期の変更

「横浜市道路位置指定申請の手引」 新旧対照表 （傍線は改定箇所）

頁	旧	新	備 考
11	道路の築造にあたっては、あらかじめ接続道路及び新設する排水施設が接続することとなる排水施設の管理者の同意を得るなどして、トラブルの防止に努めてください。 また、道路位置指定申請に先立ち、道路及び避難通路となる土地を分筆し、その地目を「公衆用道路」としててください。 (以下略)	道路の築造にあたっては、あらかじめ接続道路及び新設する排水施設が接続することとなる排水施設の管理者の同意を得るなどして、トラブルの防止に努めてください。 また、道路位置指定申請に先立ち、道路及び避難通路となる土地を分筆し、その地目を「公衆用道路」としててください。 (以下略)	
12	4 道路位置指定申請 (3) 道路の位置の指定承諾書について イ 承諾書の添付が必要となる関係権利者 【不動産登記法（平成16年法律第123号）】 （登記することができる権利等） 第3条 登記は、不動産の表示又は不動産についての次に掲げる権利の保存等（中略）についてする。 一 所有権 二 地上権 三 永小作権 四 地役権 五 先取特権 六 質権 七 抵当権 八 賃借権 九 採石権（採石法（昭和25年法律第291号）に規定する採石権をいう。第50条及び第82条において同じ。） <u>2</u> <u>（略）</u>	4 道路位置指定申請 (3) 道路の位置の指定承諾書について イ 承諾書の添付が必要となる関係権利者 【不動産登記法（平成16年法律第123号）】 （登記することができる権利等） 第3条 登記は、不動産の表示又は不動産についての次に掲げる権利の保存等（中略）についてする。 一 所有権 二 地上権 三 永小作権 四 地役権 五 先取特権 六 質権 七 抵当権 八 賃借権 九 採石権（採石法（昭和25年法律第291号）に規定する採石権をいう。第50条及び第82条において同じ。）	現行の不動産登記法と整合
18	4 道路廃止（変更）申請 (3) 申請手数料 道路廃止申請の申請手数料は、30,000 円です。なお、避難通路の廃止の申請については手数料は不要です。	4 道路廃止（変更）申請 (3) 申請手数料 道路廃止 <u>（変更）</u> 申請の申請手数料は、30,000 円です。なお、避難通路の廃止 <u>（変更）</u> の申請については手数料は不要です。	明確化
24	以下については、<u>道路局河川管理課</u>にお問い合わせください。 （参考）水路敷地における道路位置指定の基本的な考え方 （協議先：<u>道路局河川管理課</u>） 水路敷地（公図上の「水」または地目が「用悪水路」の土地）については、元来、近隣の雨水等を排水する機能を持つ土地であり、道路位置指定には馴染まないという考え方が前提となりますが、例外として、水路形態や形状等により協議が可能となる場合があります。以下に一般的なケース毎に協議の可否を掲載しましたので参考にしてください。なお、協議の結果、道路位置指定が不可能となるケースもありますのでご承知おきください。 (以下略)	以下については、<u>下水道河川局河川流域管理課</u>にお問い合わせください。 （参考）水路敷地における道路位置指定の基本的な考え方 （協議先：<u>下水道河川局河川流域管理課</u>） 水路敷地（公図上の「水」または地目が「用悪水路」の土地）については、元来、近隣の雨水等を排水する機能を持つ土地であり、道路位置指定には馴染まないという考え方が前提となりますが、例外として、水路形態や形状等により協議が可能となる場合があります。以下に一般的なケース毎に協議の可否を掲載しましたので参考にしてください。なお、協議の結果、道路位置指定が不可能となるケースもありますのでご承知おきください。 (以下略)	組織名の変更

頁	旧	新	備考																
56	2 指定道路の周辺の土地等に関する基準 (1) 敷地面積の最低限度 イ 開発調整条例に規定する制限 【開発調整条例】 (同意の基準等) 第18条 (略) 2 開発事業の同意基準は、次のとおりとする。 (1)から(9) (略) (10) 開発事業区域が第二種低層住居専用地域（建築基準法第53条の2の規定による建築物の敷地面積の最低限度が定められていない区域に限る。）、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に含まれる場合は、予定される建築物（用途が住宅であるものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の敷地面積の最低限度が、100平方メートルであること。ただし、この規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地でこの規定に適合しないものについてその全部を一の敷地として使用する場合、開発事業区域が第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に含まれており、かつ、予定される建築物の敷地に接して幅員5.5メートル以上の道路を配置する場合（既存の道路を拡張する場合を除く。）、予定される建築物の敷地の全部が法【都計法】第12条の5第2項の規定に基づく地区整備計画又は建築基準法第69条の規定に基づく建築協定において建築物の敷地面積の最低限度が定められた区域に含まれる場合その他市長がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。 3 予定される建築物の敷地が前項第10号の規定による制限を受ける区域の内外にわたる場合において、その敷地の過半が当該区域に属するときは、その敷地の全部について同号の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、その敷地の全部について同号の規定を適用しない。 4 (略) 開発区域の面積が500㎡未満となる道路位置指定を受けようとする場合には、下表のとおり開発調整条例第18条第2項第10号の規定において建築物の敷地面積の最低限度が定められています。 なお、建築物の敷地が同号に規定する制限を受ける区域の内外にわたる場合には、敷地の過半が属する地区内における敷地面積の最低限度が適用されます。 詳しくは「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」を参照してください。 <table><tr><th>用途地域</th><th>敷地面積の最低限度</th></tr><tr><td>第二種低層住居専用地域（容積率 150%の地域） 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域</td><td>100 ㎡</td></tr><tr><td>第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域</td><td>100 ㎡ (開発区域内で築造する幅員が5.5m以上の道路に接する敷地を除く。)</td></tr><tr><td>近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域、工業専用地域</td><td>なし</td></tr></table>	用途地域	敷地面積の最低限度	第二種低層住居専用地域（容積率 150%の地域） 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	100 ㎡	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	100 ㎡ (開発区域内で築造する幅員が5.5m以上の道路に接する敷地を除く。)	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域、工業専用地域	なし	2 指定道路の周辺の土地等に関する基準 (1) 敷地面積の最低限度 イ 開発調整条例に規定する制限 【開発調整条例】 (同意の基準等) 第18条 (略) 2 開発事業の整備基準は、次のとおりとする。 (1)から(9) (略) (10) 開発事業区域が第二種低層住居専用地域（建築基準法第53条の2の規定による建築物の敷地面積の最低限度が定められていない区域に限る。）、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に含まれる場合は、予定される建築物（用途が住宅であるものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の敷地面積の最低限度が、100平方メートルであること。ただし、この規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地でこの規定に適合しないものについてその全部を一の敷地として使用する場合、開発事業区域が第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に含まれており、かつ、予定される建築物の敷地に接して幅員5.5メートル以上の道路を配置する場合（既存の道路の拡張（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第1号ホ及び横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）第56条の4第2項第5号の基準に適合するために行われるものを除く。）をする場合を除く。）、予定される建築物の敷地の全部が都市計画法第12条の5第2項の規定に基づく地区整備計画又は建築基準法第69条の規定に基づく建築協定において建築物の敷地面積の最低限度が定められた区域に含まれる場合その他市長がやむを得ないと認める場合にあっては、この限りでない。 (11) (略) 3 (略) 4 予定される建築物の敷地が第2項第10号の規定による制限を受ける区域の内外にわたる場合において、その敷地の過半が当該区域に属するときは、その敷地の全部について同号の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、その敷地の全部について同号の規定を適用しない。 5 (略) 開発区域の面積が500㎡未満となる道路位置指定を受けようとする場合には、下表のとおり開発調整条例第18条第2項第10号の規定において建築物の敷地面積の最低限度が定められています。 なお、建築物の敷地が同号に規定する制限を受ける区域の内外にわたる場合には、敷地の過半が属する地区内における敷地面積の最低限度が適用されます。 詳しくは「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引」を参照してください。 <table><tr><th>用途地域</th><th>敷地面積の最低限度</th></tr><tr><td>第二種低層住居専用地域（容積率 150%の地域） 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域</td><td>100 ㎡</td></tr><tr><td>第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域</td><td>100 ㎡ (適用除外規定あり)</td></tr><tr><td>近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域、工業専用地域</td><td>なし</td></tr></table>	用途地域	敷地面積の最低限度	第二種低層住居専用地域（容積率 150%の地域） 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	100 ㎡	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	100 ㎡ (適用除外規定あり)	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域、工業専用地域	なし	条例条文の改正
用途地域	敷地面積の最低限度																		
第二種低層住居専用地域（容積率 150%の地域） 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	100 ㎡																		
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	100 ㎡ (開発区域内で築造する幅員が5.5m以上の道路に接する敷地を除く。)																		
近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域、工業専用地域	なし																		
用途地域	敷地面積の最低限度																		
第二種低層住居専用地域（容積率 150%の地域） 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	100 ㎡																		
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	100 ㎡ (適用除外規定あり)																		
近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域、工業専用地域	なし																		
58～64 共通	建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の許可に関する建築審査会包括同意基準 3－3	建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の許可に関する建築審査会包括同意基準 3－3 <u>A</u> 、 <u>B</u>	許可基準の改正																

頁	旧										新										備 考								
74	2 細則外様式										2 細則外様式										宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（宅地造成等工事規制区域）を横浜市全域と指定（予定）することに伴う記載欄の省略。 法律名の変更								
道路の位置の指定事前審査願 (表)										道路の位置の指定事前審査願 (表)																			
住 所 申 請 者 氏 名					TEL ()					住 所 氏 名					TEL ()														
住 所 代 理 人 氏 名					(委任状添付) TEL ()					住 所 氏 名					(委任状添付) TEL ()														
道路の位置の指定を受けようとする土地					横浜市 区 丁目 番					道路の位置の指定を受けようとする土地					横浜市 区 丁目 番														
区 域					市街化区域		下 水 道 処理区域		宅地造成工事 規 制 区 域		急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域		市街化区域		市街化調整区 域		下 水 道 処理区域		急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域										
					市街化調整区 域		内・外		内・外		内・外				内・外														
地 域 地 区					用途地域 ()		容積率 ()				都市計画施設 ()		用途地域 ()					容積率 ()					都市計画施設 ()						
							建蔽率 ()											建蔽率 ()											
宅地造成等規制法許可の必要な工事の有無										有 ・ 無		宅地造成及び特定盛土等規制法許可の必要な工事の有無											有 ・ 無						
建築基準法に基づく確認の必要な擁壁工事の有無										有 ・ 無		建築基準法に基づく確認の必要な擁壁工事の有無										有 ・ 無							
接続道路の種類					法第 42 条 項 号道路・公道・私道・幅員 m										接続道路の種類					法第 42 条 項 号道路・公道・私道・幅員 m									
排水流末の種類					公共下水道・一般下水道 公設・私設										排水流末の種類					公共下水道・一般下水道 公設・私設									
申 請 内 容	利用目的				宅地数		宅地		各宅地面積 ～ m ²				宅地数		宅地		各宅地面積 ～ m ²												
	道路（転回広場を含む）面積		幅員 m		延長 m				m ²		道路（転回広場を含む）面積		幅員 m		延長 m				m ²										
	宅地にしようとする土地の面積								m ²		宅地にしようとする土地の面積								m ²										
	避難通路面積		幅員 m		延長 m				m ²		避難通路面積		幅員 m		延長 m				m ²										
その他 ()								m ²		その他 ()								m ²											
合 計								m ²		合 計								m ²											
備 考									※ 受 付 欄										※ 受 付 欄										
※印欄は記入しないで下さい。(裏) (略)										(A 4)		※印欄は記入しないで下さい。(裏) (略)										(A 4)							

頁	旧	新	備 考																																																				
76	正・副 道 路 廃 止（変 更）事前審査願 <table><tr><td rowspan="2">1 申 請 者</td><td>住 所</td><td>電話</td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">2 代 理 者</td><td>住 所</td><td>電話</td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">3 廃止(変更)しようとする道路</td><td>ア 地名地番地目</td><td>横浜市 区</td></tr><tr><td>イ 建築基準法上の道路種別</td><td>建築基準法第42条 第__項 第__号 に規定する道路 (第42条第1項第5号に規定する道路に該当する場合、指定の年月日及び番号) ____年__月__日 第____号</td></tr><tr><td>ウ 開発区域等</td><td>開発許可区域 市街地再開発事業区域 土地区画整理事業区域 都市計画事業区域 <u>宅地造成等規制法</u>に基づく許可を受ける敷地 その他（ ）</td></tr><tr><td colspan="2">4 廃止（変更）しようとする道路の幅員及び延長</td><td>幅員____m 延長____m</td></tr><tr><td colspan="2">5 廃止（変更）しようとする避難通路の幅員及び延長</td><td>幅員____m 延長____m</td></tr><tr><td colspan="2">6 廃止（変更）の理由</td><td></td></tr></table> ※ 受 付 欄 (注意) 1 3欄の「ウ」は、該当するものを○で囲んでください。 2 5欄は横浜市建築基準条例<u>第56条の3</u>第2項第5号に規定する通路を廃止（変更）する場合に記入してください。 3 ※印のある欄は、記入しないでください。(A4)	1 申 請 者	住 所	電話	氏 名		2 代 理 者	住 所	電話	氏 名		3 廃止(変更)しようとする道路	ア 地名地番地目	横浜市 区	イ 建築基準法上の道路種別	建築基準法第42条 第__項 第__号 に規定する道路 (第42条第1項第5号に規定する道路に該当する場合、指定の年月日及び番号) ____年__月__日 第____号	ウ 開発区域等	開発許可区域 市街地再開発事業区域 土地区画整理事業区域 都市計画事業区域 <u>宅地造成等規制法</u> に基づく許可を受ける敷地 その他（ ）	4 廃止（変更）しようとする道路の幅員及び延長		幅員____m 延長____m	5 廃止（変更）しようとする避難通路の幅員及び延長		幅員____m 延長____m	6 廃止（変更）の理由			正・副 道 路 廃 止（変 更）事前審査願 <table><tr><td rowspan="2">1 申 請 者</td><td>住 所</td><td>電話</td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">2 代 理 者</td><td>住 所</td><td>電話</td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">3 廃止(変更)しようとする道路</td><td>ア 地名地番地目</td><td>横浜市 区</td></tr><tr><td>イ 建築基準法上の道路種別</td><td>建築基準法第42条 第__項 第__号 に規定する道路 (第42条第1項第5号に規定する道路に該当する場合、指定の年月日及び番号) ____年__月__日 第____号</td></tr><tr><td>ウ 開発区域等</td><td>開発許可区域 市街地再開発事業区域 土地区画整理事業区域 都市計画事業区域 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>に基づく許可を受ける敷地 その他（ ）</td></tr><tr><td colspan="2">4 廃止（変更）しようとする道路の幅員及び延長</td><td>幅員____m 延長____m</td></tr><tr><td colspan="2">5 廃止（変更）しようとする避難通路の幅員及び延長</td><td>幅員____m 延長____m</td></tr><tr><td colspan="2">6 廃止（変更）の理由</td><td></td></tr></table> ※ 受 付 欄 (注意) 1 3欄の「ウ」は、該当するものを○で囲んでください。 2 5欄は横浜市建築基準条例<u>第56条の5</u>第2項第5号に規定する通路を廃止（変更）する場合に記入してください。 3 ※印のある欄は、記入しないでください。(A4)	1 申 請 者	住 所	電話	氏 名		2 代 理 者	住 所	電話	氏 名		3 廃止(変更)しようとする道路	ア 地名地番地目	横浜市 区	イ 建築基準法上の道路種別	建築基準法第42条 第__項 第__号 に規定する道路 (第42条第1項第5号に規定する道路に該当する場合、指定の年月日及び番号) ____年__月__日 第____号	ウ 開発区域等	開発許可区域 市街地再開発事業区域 土地区画整理事業区域 都市計画事業区域 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> に基づく許可を受ける敷地 その他（ ）	4 廃止（変更）しようとする道路の幅員及び延長		幅員____m 延長____m	5 廃止（変更）しようとする避難通路の幅員及び延長		幅員____m 延長____m	6 廃止（変更）の理由			法律名の変更
1 申 請 者	住 所		電話																																																				
	氏 名																																																						
2 代 理 者	住 所	電話																																																					
	氏 名																																																						
3 廃止(変更)しようとする道路	ア 地名地番地目	横浜市 区																																																					
	イ 建築基準法上の道路種別	建築基準法第42条 第__項 第__号 に規定する道路 (第42条第1項第5号に規定する道路に該当する場合、指定の年月日及び番号) ____年__月__日 第____号																																																					
	ウ 開発区域等	開発許可区域 市街地再開発事業区域 土地区画整理事業区域 都市計画事業区域 <u>宅地造成等規制法</u> に基づく許可を受ける敷地 その他（ ）																																																					
4 廃止（変更）しようとする道路の幅員及び延長		幅員____m 延長____m																																																					
5 廃止（変更）しようとする避難通路の幅員及び延長		幅員____m 延長____m																																																					
6 廃止（変更）の理由																																																							
1 申 請 者	住 所	電話																																																					
	氏 名																																																						
2 代 理 者	住 所	電話																																																					
	氏 名																																																						
3 廃止(変更)しようとする道路	ア 地名地番地目	横浜市 区																																																					
	イ 建築基準法上の道路種別	建築基準法第42条 第__項 第__号 に規定する道路 (第42条第1項第5号に規定する道路に該当する場合、指定の年月日及び番号) ____年__月__日 第____号																																																					
	ウ 開発区域等	開発許可区域 市街地再開発事業区域 土地区画整理事業区域 都市計画事業区域 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> に基づく許可を受ける敷地 その他（ ）																																																					
4 廃止（変更）しようとする道路の幅員及び延長		幅員____m 延長____m																																																					
5 廃止（変更）しようとする避難通路の幅員及び延長		幅員____m 延長____m																																																					
6 廃止（変更）の理由																																																							